

改 正 案	現 行
<p>（法第三条第一項第二号の金額）</p> <p>第二条 法第三条第一項第二号の政令で定める金額は、<u>四千万円</u>とする。</p> <p>ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合において、<u>六千万円</u>とする。</p> <p>（法第二十四条の七第一項の金額）</p> <p>第七条の四 法第二十四条の七第一項の政令で定める金額は、<u>四千万円</u>とする。</p> <p>ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、<u>六千万円</u>とする。</p> <p>（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）</p> <p>第二十七条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が<u>三千五百万円</u>（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、<u>七千万円</u>）以上のものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第三条第一項第二号の金額）</p> <p>第二条 法第三条第一項第二号の政令で定める金額は、<u>三千万円</u>とする。</p> <p>ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合において、<u>四千五百万円</u>とする。</p> <p>（法第二十四条の七第一項の金額）</p> <p>第七条の四 法第二十四条の七第一項の政令で定める金額は、<u>三千万円</u>とする。</p> <p>ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、<u>四千五百万円</u>とする。</p> <p>（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）</p> <p>第二十七条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が<u>二千五百万円</u>（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、<u>五千万円</u>）以上のものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p>